



埼玉県発行

告 示

目

次

○特定非営利活動法人の設立に係)特定非営利活動法人の定款の変 る公告 (西部創 造

○WTOに基づく一般競争入札の

更に係る公告

)大規模小売店舗の新設に関する 中止の公告 (入札企画室)

(商業支援課)

兀 兀

○開発行為に関する工事の完了公

 \bigcirc \bigcirc

三

地

○測量法に基づく公共測量の実施

○ヨーネ病疑似患畜の発生 (畜産安全課)

三 ○開発行為に関する工事の完了公

 \bigcirc

(行田県土)

○交通誘導警備業務に係る検定合

六 六

三

代表者の氏名

格警備員を配置する道路の告示 (生活安全企画課)

六

兀

今城

武

主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市入間川三丁目十九番十

五.

定款に記載された目的

この法人は、

広く児童や障害児・者

告

(建築指導課)

兀

書を申請のあった日から二月間、

総務部

準用する同法第十条第二項の規定により

公告する。

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

非営利活動法人から、次のとおり申請書

定款の変更の認証を受けようとする特定

第七号)第二十五条第四項の規定により

が提出されたので、

同条第五項において

同条第二項の規定により公告する。

なお、

当該申請に係る定款、役員名簿

ら、次のとおり申請書が提出されたので 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

(東松山県土)

 \bigcirc \bigcirc

○建築基準法に基づく道路の位置 熊 谷県土)

<u>Fi</u>.

四

四

兀

NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創

造センターにおいて備え置く方法並びに インターネットを利用する方法

(埼玉県

申請のあった日から二月間、

総務部NP

なお、当該申請に係る変更後の定款を

saitamaken-npo.net/))により縦覧に供す NPO情報ステーション(http://www.

る。

<u>Ŧ</u>i.

<u>Ŧ</u>i. 平成十九年七月十三日

○建築基準法に基づく一団地等の

建築物の認定

 \bigcirc

の指定

埼玉県知事

上

田

清

司

O 情

報

ステーショ

> (http://www.

る。

平成十九年七月十三日

埼玉県知事

上

田

清

司

saitamaken-npo.net/))により縦覧に供す

申請のあった年月日

·成十九年七月三日

六 六

申請に係る特定非営利活動法人の名

特定非営利活動法人きらきら星

申請のあった年月日

特定非営利活動法人の名称 平成十九年七月三日

三 代表者の氏名 特定非営利活動法人西川木楽会

兀 埼玉県飯能市大字坂石町分百五十番 主たる事務所の所在地

定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、 任意及

地域と社会の福祉増進を図り、広く公

を対象に介護事業等を行うとともに、

Ŧi.

埼玉県告示第千百三十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

埼玉県告示第千百三十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

益に貢献することを目的とする。

(埼玉県NP

ンターにおいて備え置く方法並びにイン

ターネットを利用する方法

O活動推進課及び埼玉県西部地域創造セ

発・交流事業などの体験を共有し、森 林の保全・育成・活用、並びに普及啓 林・林業への認識を深めることによっ ることに寄与することを目的とする。 豊かな森林環境を次世代へ継承す 三

埼玉県告示第千百三十三号

公告する。 準用する同法第十条第二項の規定により 第七号)第二十五条第四項の規定により が提出されたので、 非営利活動法人から、 定款の変更の認証を受けようとする特定 特定非営利活動促進法(平成十年法律 同条第五項において 次のとおり申請書 五.

申請のあった日から二月間、総務部NP saitamaken-npo.net/))により縦覧に供す ターネットを利用する方法(埼玉県NP ンターにおいて備え置く方法並びにイン O活動推進課及び埼玉県西部地域創造セ なお、当該申請に係る変更後の定款を 報 ステー ション(http://www.

平成十九年七月十三日

平成十九年七月四 申請のあった年月

び公共団体と協働し、西川林業地の森

- ジャパン 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スポーツエイド
- 代表者の氏名

舘山 誠

四

者, 興を図り、健全な社会づくりに寄与す 山を主とした生涯スポーツの普及と振 対し、ランニング、ウォーキング、 一百二十一番地 この法人は、 定款に記載された目的 埼玉県入間郡毛呂山町大字阿諏訪千 主たる事務所の所在地 障害者を問わず, 年齡, あらゆる人々に 性別, また健常 登

ることを目的とする。

取り消す。 (WTOに基づく一般競争入札公告) 平成十九年埼玉県告示第九百十六号 は

В

B街区屋上駐車場

埼玉県知事 上 \mathbb{H} 清 司

埼玉県告示第千百三十四号

平成十九年七月十三日 司

埼玉県知事 田 清

埼玉県告示第千百三十五号

り縦覧に供する。 出の概要等について、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届 同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとお

平成十九年七月十三日

埼玉県知事 上 \mathbb{H} 清 司

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外 (仮称)イオン越谷レイクタウンショッピングセンタ

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

口

イオン株式会社 代表執行役 岡田元也

千葉県千葉市美浜区中瀬 の五の

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年三月一日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

十三万九百九十五平方メートル

二

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ホ

駐車場の位置及び収容台数

A街区屋上駐車場 A街区平面駐車場 位置 位置 図面省略 図面省略 収容台数 収容台数 三九〇台 五一〇台

A街区立体駐車場 図面省略 収容台数 一、四五〇台

B街区平面駐車場 図面省略 収容台数 11、1三三〇台

図面省略

収容台数

五八〇台

街区立体駐車場 図面省略 収容台数 、八九○台

合 計 一五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

図面省略 収容台数 六、二〇〇台

A街区荷捌き施設一~三 荷さばき施設の位置及び面積 位置 図面省略 面 積

B街区荷捌き施設一~五 位置 図面省略 面積 一、五九二・二平方メー

トル

C街区荷捌き施設 位置 図面省略 計 面 積 六〇四・四平方メー 三一・三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

縦覧期間

B街区廃棄物置場 A街区廃棄物置場一~三 <u>\</u> 位置 図面省略 図面省略 七〇六・一立方メートル 四二四・二立方メートル

C街区廃棄物置場 位置 図面省略 面積 七一・四立方メートル

計

二〇一・七立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時から翌午前一時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

A 街区 位置 図面省略 出入口 六箇所

図面省略 出入口 十六箇所

合計 二十二箇所

二十四時間 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成十九年六月二十九日 届出年月日

三

平成十九年七月十三日から平成十九年十一月十三日まで 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

兀 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 平成十九年七月十三日から平成十九年十一月十三日まで 意見書提出期間

口

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千百三十六号

り次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定によ

平成十九年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清

司

牛ョーネ病	家畜の種類伝染病及び
疑似患畜	疑似患畜の区分患 畜 及 び
頭	び群数及
熊谷市	発生場所又は区域
六月二十六日平成十九年	発生年月日
隔離	処
	置

埼玉県告示第千百三十七号

り次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。 家畜伝染病予防法(昭和) 平成十九年七月十三日 一十六年法律第百六十六号)第十三条第一 項の規定によ

埼玉県知事 上 田 清 司

牛ョーネ 病	家畜の種類伝染病及び
疑似患畜	疑似患畜の区分患 畜 及 び
頭	び群数及
三芳町	発生場所又は区域
六月二十七日平成十九年	発生年月日
隔離	処
	置

埼玉県告示第千百三十八号

四年法律第百八十八号)第三十九条にお 雄から次のとおり公共測量を実施する旨 により公示する。 の通知を受けたので、測量法 いて準用する同法第十四条第三項の規定 測量計画機関の長である蕨市長賴髙英 (昭和二十

> 埼玉県知事 上 田 清 司

作業種類

作業期間 公共測量 (都市計画基本図等補正)

年十一月二十八日まで

平成十九年六月十三日から平成十九

作業地域

蕨市全域

平成十九年七月十三日

埼玉県告示第千百三十九号

規定により公示する。 において準用する同法第十四条第三項の る旨の通知を受けたので、測量法 口和夫から次のとおり公共測量を実施す 一十四年法律第百八十八号) 測量計画機関の長である小鹿野町長関 第三十九条 (昭 和

平成十九年七月十三日

作業種類 埼玉県知事 田 清 司

公共測量(二級基準点設置)

作業期間

年二月二十九日まで 平成十九年五月三十日から平成

小鹿野町般若全域

作業地域

埼玉県告示第千百四十号

旨の通知を受けたので、測量法 正司から次のとおり公共測量を実施する 定により公示する おいて準用する同法第十四条第三項の規 十四年法律第百八十八号) 測量計画機関の長である行田市長工藤 第三十九条に (昭和二

平成十九年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清

司

作業種類 公共測量

水準測量 (四級基準点測量及び四級

都市計

画法

(昭和四十三年法律第百

作業期間 平成十九年七月一

十二月七日まで 日から平成十九年

作業地域

犬塚地内 行田市大字南河原、 中江袋、 馬見塚

埼玉県告示第千百四十一号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百

の開発行為に関する工事が完了したので 第三十六条第三項の規定により、 次

公告する。

平成十九年七月十三日

埼玉県知事 田 清 司

一

許可番号

平成十九年四月二十日

指令行整第一九〇〇〇一〇号

検査済証番号

平成十九年七月六日第三十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称 北埼玉郡騎西町大字上崎字門前 八

兀 八六—一、一八八六—三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

有限会社 北埼玉郡騎西町大字鴻茎一一— ハツエイ設計 — 五

代表取締役

田中

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九

十七号

公告する。

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 \Box 建

一六一——七

匹

開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字上八ッ林八三五番

許可番号

平成十九年六月二十二 日

第一九〇〇三八〇号

地

検査済証番号

第一九〇〇六〇号 平成十九年七月六日

比企郡小川町大字高谷字日影山 開発区域に含まれる地域の名称 굿

小髙 開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡嵐山町大字千手堂六九九—五

兀

六九—一五

十八号 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九

の開発行為に関する工事が完了したので、 号)第三十六条第三項の規定により、 公告する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第 次 百

許可番号 埼玉県東松山県土整備事務所長 谷

 \Box

建

平成十九年七月十三日

第一八〇一七一一号 平成十九年五月二十八日 の開発行為に関する工事が完了したので 号)第三十六条第三項の規定により、次 | 二

検査済証番号

平成十九年七月六日

第一九〇〇五九号

平成十九年七月十三日

三

開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字上八ッ林字宮前町

松本 すみ子

十九号 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九

の開発行為に関する工事が完了したので、 号)第三十六条第三項の規定により、 公告する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第

平成十九年七月十三日 埼玉県東松山県土整備事務所長 \Box 建

許可番号

平成十九年五月二十 日

第一九〇〇〇五〇号

検査済証番号

平成十九年七月九日 一九〇〇六一 号

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡小川町大字伊勢根字西一〇〇 比企郡小川町大字伊勢根 一 <u>〔</u> 五

兀

認定番号		第 一 号	指定番号	マ道路の位置指理楽基準法で (基準) (基準) (基準) (基準) (基準) (基準) (基準) (基準)	第 四 号	指定番号	る道路の位置指理 乗車 (単年) (単年) (単年) (単年) (単年) (単年) (単年) (単年)	黒木 和美
認定年日	対象区域等を次のとおり(昭和二十五年法律第二百主整備事務所長告示第三十三年)	平成十九年六月八日	指定年月日	完定を次のとおり行った。 (昭和二十五年法律第二百 -整備事務所長告示第三十	平成十九年三月三十日	指定年月日	完を次のとおり行った。 (昭和二十五年法律第二百 <mark>整備事務所長告示第三十</mark>	
日日	1 1 ~	大里郡寄居町大	指定し	<u> </u>	大里郡寄居町大	指定し		_
対		/字寄居字中道百四十	道路の	《第一項第五号の規	1番八、千五百十五番/字牟礼字中道千五百	道路の	《第一項第五号の規	
象	により	九番七	置	定によ	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	置	定によ	_
区域	平成十九年七	<u>"</u>	単位メートル)路の幅員	平成十九年七	六 〇 〇	単位メートル)路の幅員	平成十九年七	
	 	十 四 · 四 一	(単位メートル)道路の延長	}	三十二 - 六〇	(単位メートル)道路の延長		
公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所	紫熊谷県土整備事務所長 大 塚 哲 史	代表取締役 井上 昇志中央興産株式会社	申請者の住所及び氏名又は名称	紫熊谷県土整備事務所長 大 塚 哲 史	代表取締役 久志本 秀人 財産株式会社 大里郡寄居町大字寄居六百十四番地	申請者の住所及び氏名又は名称	紫熊谷県土整備事務所長 大 塚 哲 史	
	認定年月日 対 象 区 域	一	記 定 年 月 日 対 象 区 域 公告に係る対象区域等を縦覧に供する場 大里郡寄居町大字寄居字中道百四十九番七 四・二〇 十四・四一 十四・四 十四・回 十四・回 十四・回 十四・回 十四・回 十四・回 十回・回 1回 1回 1回 1回 1回 1回 1回	「	「	平成十九年三月三十日 大里都帝居町大字帝居字中道百四十五番三 六・○○ 三十二・六○ 動産株式会社 地震 年 月 日 指 定 した 道 路 の 位 置 (単位メートル) (単位メートル) (単位メートル) 中請者の住所及び氏名又は名押定を次のとおり行った。	指 定 年 月 日 指 定 し た 道 路 の 位 置 道路 の 幅 員 道路 の 延 長 申請者 の住所及び氏名又は 2 年成十九年二月二十日	「

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十

都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 (昭和四十三年法律第百 次

公告する。 の開発行為に関する工事が完了したので 平成十九年七月十三日

並 木

孝

之

埼玉県行田県土整備事務所長

許可番号

指令行整第一八〇〇六六一号 平成十九年七月四日

検査済証番号

平成十九年七月五日第六号

開発区域に含まれる地域の名称 北埼玉郡大利根町大字間口字古堤二

| 三一一一、字広畑八六〇一三、一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北埼玉郡大利根町大字間口二一三一

中山 文男

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十

公告する の開発行為に関する工事が完了したので 号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第 次 百

平成十九年七月十三日 埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝 之

許可番号

指令行整第一九〇〇二一〇号 平成十九年六月七日

検査済証番号

平成十九年六月二十九日第一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称 北埼玉郡騎西町大字内田ヶ谷字皮屋

儿 西一六四—— 北埼玉郡騎西町大字鴻茎一一——五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

役 田中 暢彦

有限会社

ハツエイ設計

四号 埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十

号 の開発行為に関する工事が完了したので、 公告する。 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、次 (昭和四十三年法律第百

平成十九年七月十三日 埼玉県行田県土整備事務所長 並 木 孝

之

許可番号

指令行整第一八〇〇七五 平成十九年六月二十九日 号

検査済証番号

平成十九年七月二日第九号

 \equiv 開発区域に含まれる地域の名称 北埼玉郡大利根町大字新井新田字八

幡脇一二二―二

兀

開発許可を受けた者の住所及び氏名

プラムハウスⅡ一○二

八号

代表取締 の開発行為に関する工事が完了したので 号)第三十六条第三項の規定により、 公告する。

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十

次

平成十九年七月十三日 埼玉県行田県土整備事務所長

塩田 政幸

都市計画法 (昭和四十三年法律第百 兀

南埼玉郡菖蒲町大字三箇九〇一—五

許可番号

並 木 孝 之

平成十九年六月十四日 指令行整第一九〇〇二〇〇号

検査済証番号 平成十九年七月四日第十一号

六一二四、 開発区域に含まれる地域の名称 北埼玉郡騎西町大字正能字弁天四二 六三七—九

開発許可を受けた者の住所及び氏名 加須市大字礼羽五四二エルディム相

力 () 村田 裕二

埼玉県公安委員会告示第294号

次の表の左欄に掲げる路線に応じ、 表の5の項の上欄の規定により、埼玉県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、 平成20年1月15日から施行する 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の 同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、

平成19年7月13日

埼玉県公安委員会委員長 \blacksquare +義 \curlywedge

2 一般国道16号 3 一般国道17号	路線 1 一般国道 4 号	
1月 土同	区間 埼玉県内の全域	

発 行 毎 週	28 県道加須幸手線	27 県道さいたま幸手線	26 県道さいたまふじみ野所沢線	25 県道さいたま草加線	24 県道川越栗橋線	23 県道さいたま菖蒲線	22 県道さいたま栗橋線	21 県道さいたま川口線	20 県道羽生栗橋線	19 県道野田岩槻線	18 県道松戸草加線	17 県道越谷流山線	16 県道深谷東松山線	15 県道松伏春日部関宿線	14 県道飯能寄居線	13 県道川越日高線	12 県道熊谷小川秩父線	11 一般国道463号	10 一般国道407号	9 一般国道299号	8 一般国道298号	7 一般国道254号
購読 (郵便料金を含む。) 発 一年四万三千四百円 者	同上	同上	泉 同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上		司上		同上		一月	同上	同上		埼玉県内の全域
協 玉 県 英田県搬井―Aページアドレスらいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 / BA 00/kenpouhome/fr_top.htm																				31 県道鴻巣桶川さいたま線	30 県道越谷八潮線	29 県道越谷鳩ヶ谷線
htm 印 ○四八一八六二—二九〇一(代表) 原 又 所 関 東 図 書 株 式 会 社 で ス の 書 株 式 会 社 の 本																				司上	同上	埼玉県内の全域